

基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第6回）議事概要

- 1 日時 平成20年4月21日（月） 10:00～12:25
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室
- 3 出席者：
 

阿藤委員（座長）、井伊委員、大久保委員、大沢委員、加藤委員、玄田委員、嶋崎委員、  
 廣松委員、藤田委員

内閣府、警察庁、総務省（統計局）、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
 経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、永島統計委員会担当室企画官  
 貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、會田総務省統計審査官

- 4 議事次第 （1）個別分野の検討 第2ラウンド②
 

（「福祉・社会保障」「医療・健康・介護」「治安・犯罪・防災」分野）

 （2）その他

5 議事概要

（1）「福祉・社会保障」「医療・健康・介護」「治安・犯罪・防災」分野における統計整備の重点的課題について

① 阿藤座長から資料1、加藤委員から資料2及び井伊委員から資料3の説明の後、「福祉・社会保障」「医療・健康・介護」分野における統計整備の重点的課題についての意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 医療・健康分野では、サービスの提供側の統計としては医療施設調査等があり、サービスを受ける側の最も基本的な統計として国民生活基礎調査や、その後続調査がある。両者のデータが必ずしも一致しない点がどうしても出てくるが、これをどう認識するのかについて考えておく必要がある。
- ・ 医療と介護等の統計情報の連結の1つ方策として、パネルデータの活用がある。パネルデータの整備については、できれば長期間研究者が常駐できる民間機関に費用を提供するなどにより、継続性のある体制を整えることが望ましい。実際、欧米の多くのパネルデータは、国からの資金を安定したスタッフを持つ研究所へ委託することにより整備されている。
- ・ パネルデータの整備については、できれば望ましいが、データ管理が大変で、かつ経費もかかる。それ以上のメリットがある場合には、検討する価値がある。

- ・ パネルデータについては、トピックを限定してコンパクトに継続していくことが効果的である。調査事項を欲張ると、記入者負担が大きくなり、結果として、回収率が低下し、データの信頼性が損なわれる。
- ・ 格差問題への対処については、国民生活基礎調査と所得再分配調査の拡充が重要。
- ・ 国民生活基礎調査は、現在5種類の調査票を用いて実施されているが、各調査票間の連携が必ずしも十分でない面がある。特に、介護票は出現率が低いこともあり、本調査の中で介護分野に関しては十分カバーしきれていない点は否定できない。一方で、介護保険制度によるデータはかなり電子化されており、これをどう統計として整備していくかは、国民生活基礎調査の拡充とは別の方策としてあり得る。
- ・ 社会保障支出等についてのILOやOECDのデータベースは、SNAでは把握できないものを把握していくというコンセプトで始まったもの。しかし、93SNAとの整合性については常に意識されており、現在でもOECDのSocial Expenditureの推計において、93SNAとの整合性の議論が行われている。
- ・ 社会保障給付費について、SNAとの整合性を高め、年金、医療等の詳細項目別にレベルダウンした情報を提供できるようにすることが国際比較上も重要。
- ・ OECDのSHA手法に基づく総保健医療支出の推計（以下「SHA」という。）に関して、医療保険適用外の医療費等の費用や支出を世帯側への調査で把握することについては、予算面の問題だけでなく、正確性や調査協力の面でも難しい。特に、一般の方が保険適用外の様々なサービスを詳細に答えることは極めて難しく、ある程度割り切って推計を行う必要があるのではないかと。こうしたこともあり、現状では、SHAの推計は、試算的な位置付けとなっているのではないかと。
- ・ SHAの推計については、現実的には必要なデータが整備されていない面はあるとしても、将来の在るべき姿として提言していくことはあり得る。

② 本WG第3回会合における指摘事項に対する警察庁及び法務省からの説明の後、「治安・犯罪・防災」分野における統計整備の重点的課題についての意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 犯罪被害者実態（暗数）調査が平成12年から法務省において実施されていることは一歩前進と評価できるが、犯罪加害者の自己申告による調査も必要ではないか。凶悪犯罪については自己申告による調査は難しいが、特に少年非行犯罪の約9割は軽犯罪であり、自己申告による調査も可能ではないか。犯罪・非行の予防を考える際に貴重な情報であり、導入を考える時期に来ているのではないかと。
- ・ 犯罪被害者実態（暗数）調査については、犯罪等の背景を分析して、犯罪の防止等の対策を適切に講じる上で、サンプル数を拡充し、調査の精度を上げることが望ましい。
- ・ 治安・犯罪関係の統計は業務記録に基づくものが多いが、研究者等が分析する上では、統計結果だけでなく、業務記録の様式もホームページ等で公表されることが望ましい。

## (2) 重要統計について

総務省會田統計審査官から参考2、阿藤座長から資料4及び各委員から資料5の関係部分の説明の後、重要統計（基幹統計の候補）について意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 基幹統計は、各府省の縦割りを超え、「共有の財産」として活用すべきものという位置付けもできるのではないか。
- ・ 基幹統計は、国の根幹に関わる基礎的データという見方もできる。基幹統計のイメージをどのように持つかによって、判断が分かれるところもあるかもしれない。
- ・ 基幹統計を考えるときには、ライフサイクル、家族環境、労働の変化等の関連性を考慮することにより、新しい時代・状況に対応したものにしていく必要がある。
- ・ 賃金・給与に関する統計については、もう少し大きなカテゴリーで基幹統計に位置付け、個々の統計調査は1つのパーツとするような考え方もある。

## (3) その他

今回の会合は、5月19日（月）の10:00から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>